



# 島根県報

平成22年1月8日（金）

第2,151号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害者福祉課）	2
地域森林計画の樹立	（森林整備課）	2
地域森林計画の変更	（ 〃 ）	2
保安林予定森林	（ 〃 ）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ 〃 ）	3
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	3
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正	（建築住宅課）	3
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	（ 〃 ）	4

### 【公 告】

島根県立しまね海洋館の指定管理者の指定	（地域政策課）	4
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の指定管理者の指定	（自然環境課）	4
島根県立東部総合福祉センターの指定管理者の指定	（健康福祉総務課）	5
島根県立西部総合福祉センターの指定管理者の指定	（ 〃 ）	5
島根県立はつらつ体育館の指定管理者の指定	（障害者福祉課）	5
島根県立浜山公園の指定管理者の指定	（都市計画課）	6
島根県立石見海浜公園の指定管理者の指定	（ 〃 ）	6
島根県立万葉公園の指定管理者の指定	（ 〃 ）	6

### 【正 誤】

平成21年12月22日付け島根県報号外第220号中	（道路維持課）	7
---------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第7号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		担当する医療の種類	自立支援医療の種類	辞退年月日
名 称	所 在 地			
島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	腎移植に関する医療	育成医療 更生医療	平成21年12月1日

**島根県告示第8号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
江の川下流森林計画区 （大田市、川本町、美郷町、邑南町、浜田市、江津市）	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所

**島根県告示第9号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 期 間
高津川森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	高津川地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所

**島根県告示第10号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字宇賀字小宇賀1243、1244-1から1244-3まで、1245-2、1245-3、1246-2、1247-2、1252、1253、1278、1280から1284まで、1289、1291、1292-2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第11号

平成21年島根県告示第725号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
大田市三瓶町池田字新城2468-3	松本 精一	大田市三瓶町池田2465
大田市仁摩町大国町字天神山3892-1、3895-1	山根 希	茨城県真壁郡大和村大字2131-6
大田市仁摩町大国町字荷屋ノ上エ3903	木原 毅	石川県金沢市敢田東1-53

## 島根県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年 1 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 都市計画の種類

横田都市計画道路

## 2 都市計画を変更する土地の区域

仁多郡奥出雲町横田地内

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

## 島根県告示第13号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成19年島根県告示第11号）の一部を次のように改正し、平

成22年2月1日から施行する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「  
表松江市の項中 

東津田団地	— (735円)
-------	-------------

 を  
」

「  

東津田団地	1,680円
-------	--------

 に改める。  
」

#### 島根県告示第14号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成19年島根県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成22年2月1日から施行する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「  
表大田市の項中 

	昭和55
--	------

 を  
」

「  

	昭和55	0.97 (第213号にあ っては、0.99)
--	------	-------------------------------

 に改める。  
」

## 公 告

島根県立しまね海洋館条例（平成11年島根県条例第47号）第6条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県立しまね海洋館
- 2 指定管理者  
浜田市久代町1117番地2 財団法人しまね海洋館
- 3 指定期間  
平成22年4月1日から5年間

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）第8条の規定により

指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県立三瓶自然館及びその附属施設
- 2 指定管理者  
大田市三瓶町多根1121番地8 財団法人しまね自然と環境財団
- 3 指定期間  
平成22年4月1日から5年間

---

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第7条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県立東部総合福祉センター
- 2 指定管理者  
松江市東長江町902番地53 アイカム株式会社
- 3 指定期間  
平成22年4月1日から5年間

---

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第7条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県立西部総合福祉センター
- 2 指定管理者  
浜田市港町299番地17 浜田ビルメンテナンス株式会社
- 3 指定期間  
平成22年4月1日から5年間

---

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）第6条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県立はつらつ体育館
- 2 指定管理者

松江市西嫁島一丁目3番17号 株式会社MIしまね

3 指定期間

平成22年4月1日から5年間

---

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立浜山公園

2 指定管理者

出雲市矢野町999番地 特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21

3 指定期間

平成22年4月1日から5年間

---

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立石見海浜公園

2 指定管理者

浜田市朝日町91番地13 株式会社ISP

3 指定期間

平成22年4月1日から5年間

---

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

島根県立万葉公園

2 指定管理者

益田市大谷町36番地3 大畑建設株式会社

3 指定期間

平成22年4月1日から5年間

平成21年12月22日付け島根県報号外第220号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第854号 の表中	144.00	140.00